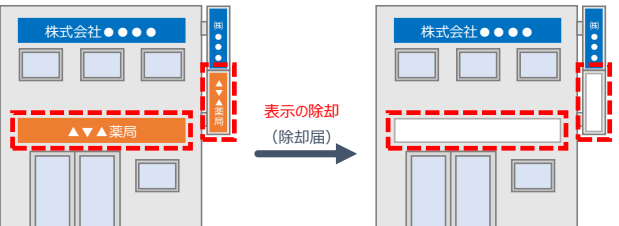
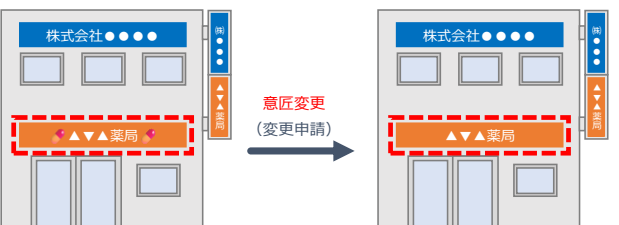
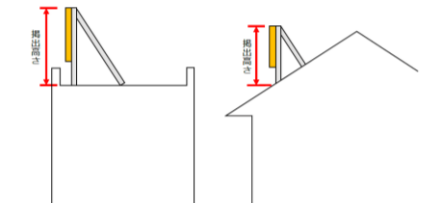
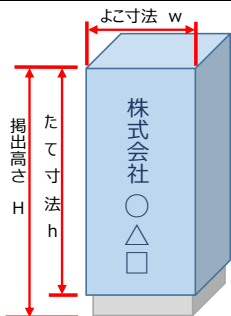


屋外広告物に関するQ&A

Q		A
申請 について	1 意匠が決まっていないため白板で設置する場合、許可は必要ですか？	白板であっても、広告物の掲出物件に該当するため、設置する前に許可を受ける必要があります。 なお、設置後に白板から意匠を変更する場合は、変更許可申請が必要です。
	2 広告物を白板とする際、どのような手続きが必要ですか？	テナント退店等により、広告物を白板や外壁同系色とするなど表示しなくなった場合は、除却届を提出してください。 ただし、表示のみの除却であり掲出物件は残っているため、引き続き許可を受けている必要があります。 また、表示の内一部分を消す場合は除却に該当せず、意匠変更となるため事前に変更許可申請が必要です。  例 1 白板に変更する場合  例 2 一部表示を消す場合
	3 どのような場合が変更許可を必要としない軽微変更に該当しますか？	○許可を受けた当時の広告物又は掲出物件の表示内容、意匠、色彩、形状に変更を加えない程度で修繕し、補強し、又は塗り替えるときです。 ○具体的には、位置及び形状を変更することなく短期間に定期的に変更するもので、次に示すものです。 ・懸垂幕 ・横断幕 ・掲示板の掲示物 ・ポスター看板等のメニューボード ・駐車料金や営業時間等
	4 点検者に資格は必要ですか？	点検者になれるのは、下記のいずれかに該当する方です。 （１）屋外広告士 （２）屋外広告物点検技能講習修了者 （３）特種電気工事資格者のうちネオン工事に係る資格者
	5 自己の管理する土地又は物件に、管理上必要な広告物を設置する場合、申請手続きは必要ですか？（例：駐車場案内サインや注意書など）	○下記要件に該当する管理用広告物について、申請が不要となる場合があります。 ・1つの広告物が表示面積7㎡以内で、かつ、掲出高さ5m以内であること。 ・「管理上の必要に基づく表示」のみが記載されていること。 ・その他許可基準を満たしていること。 ※管理用広告物とは、自己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の管理上の必要に基づき表示する広告物をいいます。 管理用広告物に該当するかどうか、事前に市担当者にご確認ください。 ※詳しくはこちらをご確認ください。
広告物 について	1 自立広告塔と自立広告板の違いは何ですか？	○自立広告板：表示板（2面以内）と支柱（2本以内）で簡易に構成された、土地等に定着した自立広告物で、次の全ての条件に適合するものです。 ・広告表示面が単独の板状で1面又は2面で構成されたもの。 ・支柱が1本又は2本で構成されたもの。 ・高さ4m以内のもの。 ・照明その他装飾を有しないもの。（外照式の照明は除く。） ○自立広告塔：土地等に定着した自立広告物で、自立広告板以外のものです。 ※詳しくはこちらをご確認ください。
	2 屋上広告の掲出高さは、どこからの高さですか？	掲出位置から広告物天端までの高さです。 

	3	パイロン型の自立広告の掲出高さや、面積を計算する際のたて寸法・よこ寸法はどの部分ですか？	図のとおりです。 ・自立広告塔の掲出高さ：H ・表示面積を計算する際のたて寸法：h ・表示面積を計算する際のよこ寸法：w 
--	---	--	---

基準 について	1	敷地が禁止地域にまたがった場合、広告物は掲出できませんか？	敷地のうち、禁止区域に掲出する広告物が、自家用広告物かつ表示面積の合計が7㎡未満の場合は掲出可能です。
------------	---	-------------------------------	---

特例届出 について	1	大阪府で屋外広告業の登録していますが、堺市で屋外広告業を営む場合は堺市にも登録は必要ですか？	堺市への登録は不要ですが、特例屋外広告業の届出が必要です。
	2	業務主任者に必要な資格は何ですか？	業務主任者になれるのは、下記のいずれかに該当する方です。 （１）屋外広告士 （２）屋外広告物講習会修了者 （３）広告美術仕上げに係る職業訓練指導員・技能検定合格者・職業訓練修了者
	3	屋外広告業の登録は、元請会社・下請会社ともに必要ですか？	元請会社、下請会社のどちらも必要です。
	4	大阪府で屋外広告業の有効期限が切れたため、新規で登録した場合、堺市へも新規で届出が必要ですか？	新規の届出が必要となります。

その他	1	屋外広告物の許可を受けているかどうか教えてもらえますか？	個人情報保護の観点より、申請者以外にはお答えしていません。 なお、申請者から委任を受けた代理人であることが確認できた場合はお答えできます。
	2	許可を受けている申請書の閲覧はできますか？	閲覧申込書を提出の上、窓口でのみ閲覧可能です。 なお、閲覧申込書には申請者の押印（法人の場合は代表者印（認印可））が必要となります。